

よくあるご質問

I. 免許取得の申請手続について

Q1-1

申請方法にはどのようなものがありますか？

郵送にて申請を受け付けています。直接来庁しての申請も受け付けますが、担当者が不在の場合は、書類の確認はせずに受け取るだけとなることもあります。

「新たな免許状の申請」をご覧ください。

Q1-2

申請書類は、どのようにして入手すればよいですか？

ホームページからダウンロードし印刷してください。パソコンやプリンターが自宅にないなど印刷できる環境にない方は、県庁まで受け取りに来られるか、①角2封筒（宛先を記入し切手180円分貼付）、②連絡先とどの申請書類が必要かを書いたメモを、封筒に入れてこちらまで郵送ください。

Q1-3

申請書類を提出してから免許状が発行されるまでにどのくらいの日数がかかりますか？

申請書類受付完了後、およそ1~2ヶ月で免許状を発行します。

Q1-4

大学（短期大学）等を卒業し、必要単位等を修得してから10年以上経っていますが、まだ教員免許の申請をしていません。申請することはできますか？

申請できます。

「学力に関する証明書」の適用法令（新法、旧法、旧々法など）にご注意ください。
大学等卒業時に全ての必要単位等の条件を揃えていたのであれば、大学等に入学年度を伝え、当時の法令に従った様式で「学力に関する証明書」を発行するよう依頼してください。

Q1-5

複数の免許状を申請したいのですが、申請書類は1部でよいですか？

願（第1号様式・第5号様式）、学力に関する証明書は免許状ごとに必要です。
それ以外の書類は、1部で結構です。

Q1-6

学力に関する証明書を発行する際の根拠法令がわかりません。

「新たな免許状の申請」の中のフローチャートをご確認ください。

Q1-7

実務に関する証明書の必要な勤務年数は、見込みでも申請できますか？

また実務に関する証明書は勤務した全ての学校から必要ですか？

実務に関する証明書は、見込みの勤務年数では申請できません。

必ず必要な勤務年数を過ぎてから（満たしてから）、免許状の申請書類を提出してください。

例：R5.4.1～R8.3.31の3年間の実務が必要な方

→免許の申請ができるのは、R8.4.1以降です。

また、実務に関する証明書は、必要な経験年数分で構いません。

例1) 別表第7で特別支援教諭2種免許を取得する場合：満3年分

例2) 別表第1で教育実習2単位分を勤務経験で振り替える場合：満2年分

その他の必要経験年数については、単位相談の際に案内された年数分を準備してください。

複数の市町村や複数の都道府県等での勤務がある場合は、実務証明責任者ごとに証明が必要です。

Q1-8

身体に関する証明書は健康診断や人間ドックの結果でもよいですか？

健康診断や人間ドックの結果は使用できません。身体に関する証明書（第8号様式）を使用し、かかりつけ医等で証明をもらってください。

Q1-9

申請の際に提出する証明書等に有効期限はありますか？ 嶠封してある書類を開封しても良いですか？

有効期限があるもの：戸籍抄本（6ヶ月以内）、身体に関する証明書（6ヶ月以内）、人物に関する証明書（6ヶ月以内）

有効期限がないもの：学力に関する証明書、実務に関する証明書、基礎資格に関する証明書（卒業・修了証明書等）、介護等体験に関する証明書

嶠封されたものは、開封せずにそのまま提出してください。

Q1-10

新しい免許状を取得するための単位を相談したいのですが、どのようにしたらよいですか？

単位相談は、奈良スーパーAPL又は郵送で受け付けています。

詳しくは「教員免許状取得のための単位相談について」のページをご確認ください。

Q1-11

免許状の有効期限が切れています。どのようにしたらよいですか？

教員免許更新制は、教育職員免許法改正により、令和4年7月1日から廃止されました。

現在の免許状の状態は「有効」であるか「失効」しているかのどちらかです。

まずはご自身の免許の有効性について、「教員免許更新制について」をご確認ください。

免許が有効な場合は、特に手続きをすることなく、お持ちの免許状で教員等として勤務が可能です。免許状に記載されている氏名が旧姓である場合や、現在と異なる本籍地が記載されている場合であってもそのまま御利用いただけます。

免許が失効している場合に、教員等として勤務するためには免許状の再授与申請が必要です。

「再授与申請（教員免許更新制により失効した教員免許状の再授与）」を御確認の上、申請手続きを行ってください。奈良県から授与された免許状の再授与申請を行う場合は、一部の書類を省略できる可能性があります。

2.書換・再交付関係（Q&A）

Q 2-1

姓・本籍地が変わりましたが、変更の手続きについて教えてください。

書換（変更手続）に法的義務はありません。旧姓のままでも免許状は有効です。奈良県から授与された免許状で、書換を希望の方は申請が可能です。申請には免許状の原本が必要です。

免許状原本を提出できない場合は書換できませんが、氏名や本籍地の変更を伴う場合は、再交付申請を同時にを行うことで、書換後の免許状を再交付することができます。

「書換申請（氏名・本籍地の変更）」をご覧ください。

Q 2-2

免許状を紛失しました。再交付はできますか？

盗難届・遺失届が受理されている場合や、火災、災害等に遭ったことの公的な証明書がある場合には再交付の手続ができますが、自宅で紛失した場合には、免許状原本の再交付ができません。

再交付の代替としては授与証明書を申請してください。授与証明書は、免許状と同等の効力をを持つ証明書です。

（ただし、氏名や本籍地の書換を伴う場合に限り、上記の証明書がなくても再交付可能です。）

「再交付（罹災・盗難・破損等に伴う再交付）」をご覧ください。

Q 2-3

免許状を小・中・高の3種類持っています。書換願・再交付願は何枚提出すればよいですか？

書換願・再交付願は、それぞれの免許状の種類ごとに提出してください。手数料も、免許状ごとに必要となります。なお、本籍地・氏名変更の事実が分かる公的証明書は1部で結構です。